

鹿児島県の最低賃金

確認しよう、最低賃金！



地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県 最低賃金	897円	令和5年 10月6日	鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車（新車） 小売業	945円	令和5年 12月24日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	897円	令和5年度は改正がありません。 このため、 令和5年10月6日から鹿児島県最低賃金897円 以上の支払いが必要となります。	最賃との 比較チェック ⇨   今すぐ チェック!
百貨店、 総合スーパー	897円		

●特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関する お問い合わせ先	鹿児島労働局賃金室	(電話)099-223-8278	川内労働基準監督署	(電話)0996-22-3225
	鹿児島労働基準監督署	(電話)099-214-9175	加治木労働基準監督署	(電話)0995-63-2035
	鹿屋労働基準監督署	(電話)0994-43-3385	名瀬労働基準監督署	(電話)0997-52-0574

賃金引き上げに「業務改善助成金」をご活用ください

中小企業・小規模事業者の皆さんへ

生産性向上に向けた取組を
支援します

詳しくは、
こちら▶

業務改善助成金

検索

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 業務改善助成金コールセンター（電話）0120-366-440
鹿児島労働局雇用環境・均等室（電話）099-223-8239



《業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口》
鹿児島働き方改革推進支援センター（電話）0120-221-255

鹿児島労働局・労働基準監督署



リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。